

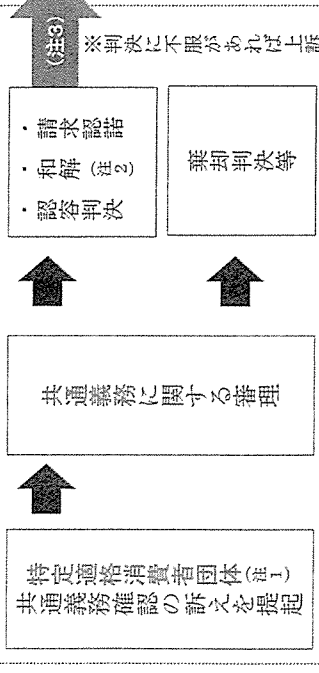
消費者の財産的被害の集団的回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律について①

平成25年12月
消費者庁

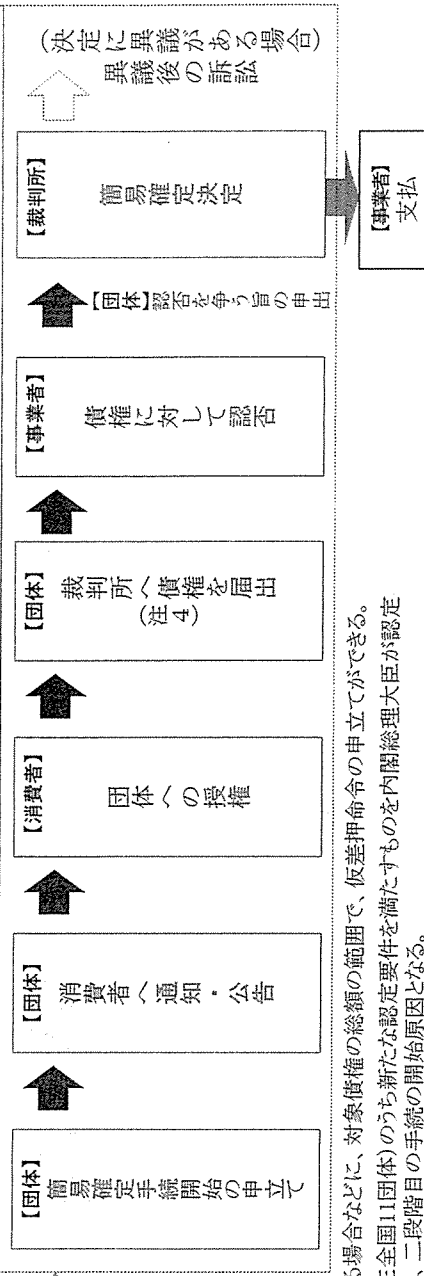
二段階型の訴訟制度：一段階目：事業者の共通義務の確認(注)
二段階目：対象消費者の債権を個別に確定

(注)事業者が、相当多数の消費者に対して、これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、
金銭を支払う義務を負うべきことの確認

一段階目の手続：共通義務確認訴訟



二段階目の手続：個別の消費者の債権確定手続(誰に、いくら支払うか?)



仮差押え：特定適格消費者団体は、強制執行ができなくなっておそれがある場合などに、対象債権の総額の範囲で、仮差押命令の申立てができる。
(注1)適格消費者団体(消費者契約法に基づき差止請求権を行使。現在全国11団体)のうち新たな認定要件を満たすものを内閣総理大臣が認定
(注2)事業者に共通義務があることを認める旨の訴訟上の和解であれば、二段階目の手続の開始原因となる。
(注3)一段階目の手続の判決の効力は、原告及び被告に及ぶほか、当該一段階目の手続の当事者以外の特定適格消費者団体及び二段階目の手続に届けた消費者にも及ぶ。
(注4)裁判所への債権届出により、共通義務確認の訴えの提起時に時効が中断する。

○経緯

・消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(衆議院・参議院内閣委員会)(平成18年)
「消費者被害の救済の实效性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度について、…、その必要性等を検討すること。」
・消費者庁及び消費者委員会設置法附則(平成21年6月)
6 政府は、消費者庁関連三法の施行(平成21年9月)後三年を目途として、加害者の財産的隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をばく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずることとする。
⇒平成25年4月19日、第183回国会提出(閣法第60号)。同年11月1日、衆議院において修正議決(全会一致)、同年12月4日、参議院において可決・成立(全会一致)。同月11日公布(法律第96号)。

○目的(第1条)

【消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害】
消費者と事業者との間の情報の質・量や交渉力の格差により、消費者が自ら回復を図ることは困難を伴う場合がある。
→ 財産的被害を集団的に回復するための裁判手続を創設
もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与

○対象となる請求(第3条第1項)

事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であつて、消費者契約に関する以下の請求に係るもの
(簡易確定手続で債権の存否・内容を適切・迅速に判断することが困難な場合は、訴えを却下できる。)
①契約上の債務の履行の請求 (第1号)
②不当利得に係る請求 (第2号)
③契約上の債務の不履行による損害賠償の請求 (第3号)
④瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求 (第4号)
⑤不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求 (第5号)
(注)被告となるのは、消費者契約の相手方である事業者
(⑤は、債務の履行をする事業者、勧誘をする・助長する事業者も被告となり得る。)

○対象外の損害(第3条第2項)

- ・いわゆる拡大損害(消費者契約の目的となるもの以外の財産が滅失・損傷したことによる損害)(第1・3号)
- ・逸失利益(消費者契約の目的物の提供があれば得るはずであった利益を喪失したことによる損害)(第2・4号)
- ・人身損害(人の生命又は身体を害されたことによる損害)(第5号)
- ・慰謝料(精神上の苦痛を受けたことによる損害)(第6号)

消費者の財産的被害の集団的回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律について②

○一段階目の手続：共通義務確認訴訟(金銭の支払義務を確認)
管轄(第6条)
①:被告の本店所在地の管轄裁判所
②:被告の事務所、営業所の所在地の管轄裁判所
③:不法行為があった地の管轄裁判所(例:不当な勧誘行為があった地)
④:義務履行地の管轄裁判所(例:債権者である消費者の住所地)
⑤:①~④の所在地を管轄する高等裁判所の所在地の管轄裁判所等 (請求権の届出をすることが見込まれる消費者が著しく多数である場合)
移送・併合(第6条・第7条)
・同一の共通義務確認訴訟 → 移送・併合して同一裁判所で審理
・同種の共通義務確認訴訟 → 移送・併合して同一裁判所で審理可
個別訴訟の中止(第62条)
・共通義務確認訴訟と、その共通義務に関連する請求権に係る個別の訴訟とが同時に係属した場合 → 裁判所は個別の訴訟を中止できる。
和解(第10条)
・共通義務があることを認める旨の訴訟上の和解 → 二段階目の手続の開始原因
○二段階目の手続：対象債権の確定手続(誰に、いくら支払うか)
申立期間(第15条)
・共通義務確認訴訟における判決の確定等の日から原則一月以内
簡易確定手続に消費者の加入を促す仕組み(第25条~第29条、第30条)
【裁判所】
・官報への公告(簡易確定手続開始決定の本文、対象債権・対象消費者の範囲等)
【特定適格消費者団体】
・対象債権を有する消費者に対し書面又は電磁的方法で個別に通知する義務
・相当な方法(インターネット等も可)により公告する義務
・通知・公告費用は特定適格消費者団体が負担
【事業者】(団体からの求めがあったとき)
・裁判所の公告事項の公表義務(インターネット等も可)
・対象消費者の情報が記載された文書の開示義務(不相当な費用又は時間を要する場合を除く。) → 団体の申立てにより、裁判所が当該文書の開示を命令
【消費者庁】
・確定判決の概要等を公表(インターネット等)

○仮差押え(第56条~第59条)(将来の強制執行を確保するための制度)	
特定適格消費者団体は、仮差押命令の申立てができる。	
本制度	(参考)民事保全法
・対象債権・対象消費者の範囲、対象債権の総額	個別具体的な債権の内容及び額
・管轄 ・当事者能力 等	
保全命令手続における訴訟要件	共通義務確認の訴えを提起できる事案であること
その他	・保全の必要性(財産の隠匿・散逸等のおそれ)の疎明 ・仮差押目的物の特定 ・裁判所の決定により担保を立てること

○手続追行主体：特定適格消費者団体(新たな訴訟制度の手続追行主体)
⇒ 適格消費者団体(消費者契約法に基づき差止請求権を行使、現在全国11団体)の中から、新たな要件を満たすものを内閣総理大臣が認定(有効期間は3年)
認定要件(第65条)(被害回復関係業務を適切に遂行するための要件)
・差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っていること
・体制(弁護士理事の選任等)、業務規程、経理的基礎等が被害回復関係業務を適正に遂行に足りること
・授權契約の内容を業務規程の記載事項とし、監督の対象とすることで業務を適正化
・支払を受ける報酬又は費用がある場合…その額又は算定方法、支払方法、その他の必要な事項を定めており、消費者の利益の擁護の見地から不当なものでないこと(基準(上限等)をガイドラインに規定。)等
責務規定・行為規範(第75条~第88条、第93条~第99条)
・濫訴等の禁止…不当な目的でみだりに訴えの提起等の禁止
・報酬…被害回復業務を行うことに関し、授權契約により対象消費者から報酬を受ける旨を規定
・弁護士に追行させる義務…民事訴訟に関する手続等は弁護士が追行
・通知・報告…一定の事項について他の特定適格消費者団体への通知、内閣総理大臣への報告
・個人情報保護の適正な管理…被害回復関係業務において消費者の個人情報に管理するための必要な措置
・財産上の利益の受領禁止…原則、被害回復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁判手続の追行に関し、金銭等の受領禁止(判決に基づき支払い等正当な場合を除く)
・徹底した情報公開…定款、業務規程、財務諸表等の提出・公表、閲覧請求
・報告・立入検査
⇒ これらの規定に違反した場合、内閣総理大臣(消費者庁)による監督の対象(適合命令・改善命令、特定認定の取消しなど)
○その他
・特定適格消費者団体の連携促進や、国民生活センター等からの情報の提供
・施行期日(公布の日から3年を超えない範囲内で政令で定める日(附則第3条、第4条及び第7条の規定(公布の日から施行))
・経過措置(施行前に締結された契約に関する請求(不法行為に基づき損害賠償の請求)については、施行前に行われた加害行為に係る請求に係る金銭の支払義務には、適用しない)
○衆議院修正(附則)
① 特定適格消費者団体がその権限を濫用して事業者の事業活動に不当な影響を及ぼさないようにするための方策について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずる。(附則第3条)
② 特定適格消費者団体による業務の適正な遂行に必要な資金の確保、情報の提供等の支援の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずる。(附則第4条)
③ 施行後3年を経過した場合において、消費者の財産的被害の状況、特定適格消費者団体による業務の遂行の状況等を勘案し、被害回復業務の適正な遂行を確保するための措置並びに対象となる請求及び損害の範囲等この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。(附則第5条第1項)
④ この法律の施行の状況についての検討の年限を「施行後5年」から「施行後3年」に改める。(附則第5条第2項)
⑤ 施行前事案に関する請求に係る金銭の支払義務に関し、重要消費者紛争解決手続(国民生活センター)等の裁判外紛争解決手続の利用の促進等の措置を講ずる。(附則第6条)
⑥ この法律の円滑な施行のため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努める。(附則第7条)